

京都大学大学院経済学研究科の組織に関する規程

(平成十六年達示第十号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院経済学研究科（以下「経済学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 経済学研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、経済学研究科の教授をもって充てる。

3 研究科長の任期は、二年とする。ただし、任期一年に限り再任することができる。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 研究科長は、経済学研究科の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 経済学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(研究会議)

第四条 経済学研究科に、経済学研究科の教育に関する特定の事項を審議するため、研究会議を置く。

2 研究会議の組織及び運営に関し必要な事項は、研究会議が定める。

(専攻及び講座)

第五条 経済学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

経済システム分析専攻 経済理論講座、統計・情報分析講座、歴史・思想分析講座

経済動態分析専攻 比較制度・政策講座、金融・財政講座、市場動態分析講座

現代経済学専攻 現代経済学講座、国際経営・経済分析講座

ビジネス科学専攻 経営管理・戦略講座、市場会計分析講座、事業創成講座、ファイナンス工学講座、ビジネス科学講座

2 前項に掲げるもののほか、経済学研究科の次表上欄の専攻に同表下欄に掲げる協力講座を置く。

経済システム分析専攻 数量産業分析講座、経済計画講座

経済動態分析専攻 資源環境講座

現代経済学専攻 資産経済講座、比較政治経済分析講座

ビジネス科学専攻

応用金融工学講座

(附属教育研究施設)

第六条 経済学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

プロジェクトセンター

上海センター

- 2 附属の教育研究施設に長を置き、経済学研究科の教授又は助教授をもつて充てる。
- 3 附属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。
- 4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。

(事務組織)

第七条 経済学研究科に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第八条 この規程に定めるもののほか、経済学研究科の内部組織については、研究科長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 プロジェクトセンター長は、第六条第二項の規定にかかわらず、当分の間、研究科長が兼ねるものとする。